

株主総会資料の電子提供制度にかかるご案内

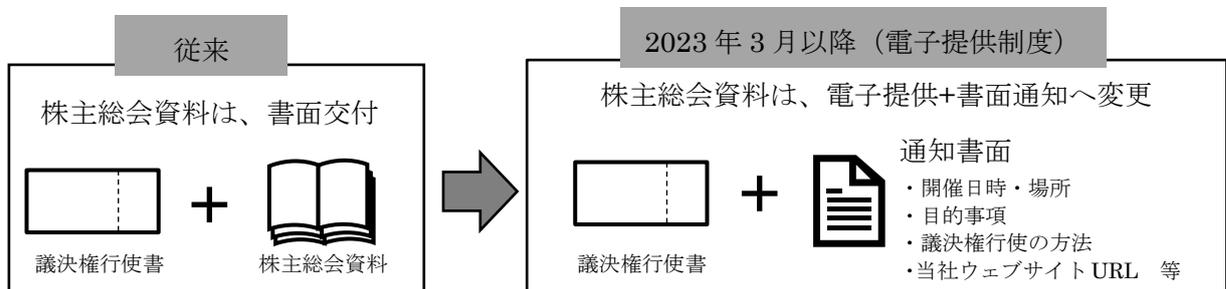
会社法の改正により、2023年3月以降に開催される株主総会から、株主総会資料の電子提供制度が開始されることに伴い、株主さま宛の送付物の内容が下記の通り変更となりますので、ご案内申し上げます。

1. 制度概要

本制度は、これまで書面でご送付していた株主総会資料を原則としてウェブサイトを用いて電子提供する制度です。

2. 株主の皆さまへお送りする書面

- ① 株主総会資料を掲載している弊社ウェブサイトへのアクセス方法等を記載した通知書面
- ② 議決権行使書



※ 弊社ウェブサイト等へアクセスいただくことで株主総会資料の全文をご覧いただけます。

3. 引き続き株主総会資料について書面で送付を希望される場合

2023年3月末日までに「書面交付請求」のお手続きをいただくことで、株主総会資料を書面で受領することが可能です。手続きの詳細につきましては、以下の機関へお問合せください。

- ① 【証券会社】株主さまご自身が弊社株式を保有している証券会社
もしくは、

- ② 【弊社株主名簿管理人】

みずほ信託銀行 証券代行部 0120-524-324（土・日・祝日を除く 9:00-17:00）

[電子提供制度 | FAQ（よくあるご質問） | みずほ信託銀行 \(mizuho-tb.co.jp\)](#)

※みずほ信託銀行では、ご登録内容を確認のうえ、申請から2週間～3週間で株主さまの情報を印字した「書面交付請求書」をお届出のご住所へ送付いたします。届いた「書面交付請求書」の記載事項を確認のうえ、書類をご返送ください。

弊社の株主総会基準日（3月31日）までに、みずほ信託銀行に書類が到着している必要がございますので、お早目のお手続きをお願いいたします。

以上